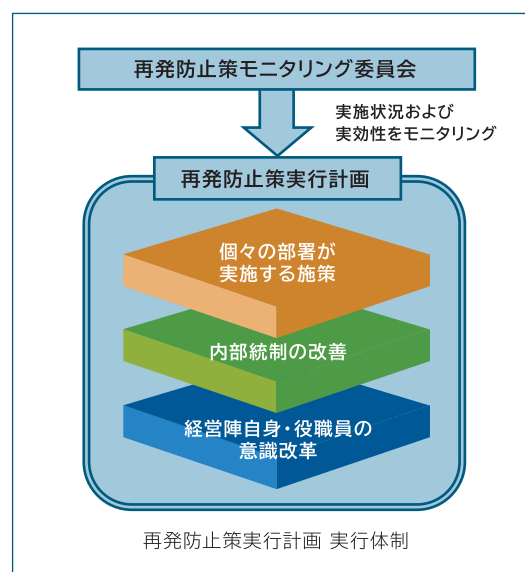


信頼回復に向けた再発防止の取組み

2016年に発生した一連の地盤改良工事における施工不良および虚偽報告の問題につきましては、事実関係の確認と原因究明を行い、その結果に基づいて再発防止策実行計画を策定し、それを役職員全員が真摯な気持ちで実行しています。東亜建設工業グループは、二度とこのような不祥事を起こさないよう、役職員の意識改革と企業体質の改善に取り組んでいます。



1 再発防止策の改訂

昨年6月に公表した「再発防止策実行計画」第2版を実行していくなかで、再発防止策モニタリング委員会の指摘を受けて、あるいは施策を運用していく中で判明した不具合の改善を図ってきましたが、いっそうの充実を図る必要があります。

また、不祥事の発覚から3年目を迎え、経営陣・役職員の意識の風化の防止も図る必要もあり、2018年6月28日「再発防止策実行計画」を第3版に改訂しました。

2 第3版改訂のポイント

1) 今回改訂に伴う追加施策

① 経営陣・役職員のコンプライアンス意識の測定

再発防止策の実施により経営陣・役職員のコンプライアンス意識が変化しているかを測定し、再発防止策が有効か検証するために、定期的にコンプライアンス意識調査を実施することとしました。

外部の調査会社に委託して客観的に当社の課題を分析し、改善が必要な施策があれば、適宜改訂することとします。

② 経営陣・役職員の意識の風化防止

不祥事の発覚から三年目を迎える今、その記憶が経営陣・役職員の意識から風化するのを防止し、二度とこのような事態を起こさないという決意を次の世代にも継承させることとします。

当社の技術研究開発センターに展示スペースを設置し、施工不良に関連した機材や新聞記事等を展示するとともに、『二度とこのような不祥事を起こさない』という決意を次の世代にも継承させるため、社内研修プログラムにも組み込むこととします。

2) 主な改訂事項

① 適切な人事異動

特定の職員による問題情報の専有を防止するという観点から、同一部署への長期在籍は原則として認めないこととしました。

しかし、業務内容、役割、勤務状況等によっては長期在籍者を直ちに異動させることが難しいケースがあると再認識しましたので、問題情報の専有を防止するための情報共有策等が十分か個別に検証し、必要に応じて適宜対応措置をとることとしました。

② 内部通報・相談等に関する制度の充実

2017年11月に実施したコンプライアンス意識調査の結果、内部通報・相談制度について改善が必要と判明しました。

安心して利用できる制度であることを社員が理解しやすい形に通知文をあらため、再度周知するとともに、e-learningを実施して徹底を図ります。

③ 現場情報の共有の取り組み

「総合評価専門部会」については契約履行に関する情報共有体制が整備されたため、2018年3月末で廃止し、活動内容は技術部の責任業務として移管しました。

一方、土木施設の維持管理・改修更新に関しリニューアル技術の集約と継承を図るため、2018年4月に「リニューアル専門部会」を新設しました。

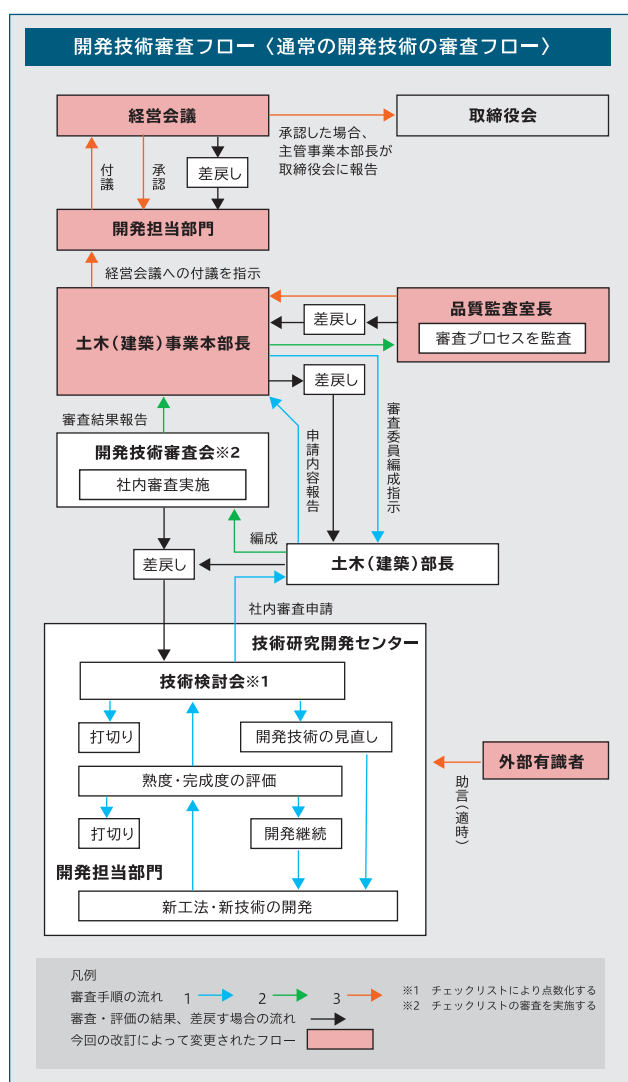
④ 現場と支店の情報共有

現場と支店が問題情報を共有化するための各種施策につき、共有のデジタルノートアプリケーションに各支店が活動実績を記録することで、全社的に情報を共有することとしました。

⑤ 開発技術に対する審査の強化

第2版では最終承認者を社長とするか、取締役会とするかを品質監査室長が判断することとしていましたが、開発担当部門が経営会議に付議し、経営会議が保有工法として承認するか否か最終判断すると改訂しました。

審査項目については品質・出来形に対する重要度に応じて重み付けを行うこととしました。特に実証実験については、その工法を現場に適用する最終段階であることを鑑み、重点審査項目として取り扱うこととしました。



⑥ 「バルーングラウト工法」の技術的レビューと再発防止策への展開

バルーングラウト工法の技術的課題が明確となったため、今後は同工法を顧客等に提案せず、現場への適用も実施しないこととしました。

バルーングラウト工法以外の技術については、技術的レビューの結果、現場適用にあたって大きなトラブルを生じる恐れがないことを確認しています。

3 再発防止策モニタリング委員会の活動実績について

当社と利害関係のない弁護士2名、大学教授1名を招聘し、2017年6月再発防止策モニタリング委員会(以下「委員会」)を設置しました。

委員会には再発防止策実行計画の個別施策の実効性を検証するとともに、再発防止策実行計画自体の妥当性を検証していただいています。

2018年5月までの活動実績は以下の通りです。

回次	日時	主なモニタリング内容
2017		
第1回	7月5日	モニタリング計画書の審議
第2回	7月28日	モニタリング計画策定
第3回	8月24日	経営陣・役職員の意識改革関連施策のモニタリング
第4回	9月13日	内部統制、施工管理、開発技術審査等の施策のモニタリング
第5回	10月20日	経営陣・役職員の意識改革関連施策のモニタリング
第6回	11月24日	内部統制、施工管理、開発技術審査等の施策のモニタリング
第7回	12月18日	経営陣・役職員の意識改革関連施策のモニタリング
2018		
第8回	1月26日	内部統制、施工管理、開発技術審査等の施策のモニタリング
第9回	2月23日	経営陣・役職員の意識改革関連施策のモニタリング
第10回	3月26日	施策全般のモニタリング及び平成30年度の活動計画書の審議
第11回	4月18日	平成29年度の総括
第12回	5月28日	再発防止策実行計画第3版書の審議 平成30年度モニタリング計画の審議

委員会では、個別施策のモニタリングにとどまらず、経営者の認識の定期的な確認や、修補工事の進捗状況の確認なども実施しています。

ヒアリング等の対象	日時	主なモニタリング内容
2017		
副社長	7月28日	不祥事の発生経緯・原因、再発防止に対する経営者の認識の確認
社長	8月7日	不祥事の発生経緯・原因、再発防止に対する経営者の認識の確認
CSR推進部長	8月24日	品質MS、CSR推進体制の確認
地盤改良対策本部	9月13日	バルーングラウト工法の課題の把握、修補工事に向けた体制の確認
羽田空港修補現場	11月23日	修補工事の現況把握
人事部長	11月24日	人事関連施策の現況の確認
社外取締役	11月24日	社外の目から見て東亜の企業風土が変わったかの確認
土木事業本部長・建築事業本部長	12月18日	受注審査の状況、フォア・フロント・ミーティングの感触の確認
2018		
CSR推進部長	1月26日	品質MS、CSR推進体制の確認
社長	2月23日	フォアフロントミーティングの感触、本社各部とのミーティング内容の確認
国際事業本部長・管理本部長	3月26日	フォアフロントミーティングの感触、通報・相談制度の現況の確認
品質監査室長	4月18日	品質監査室の運営方針の確認

信頼回復に向けた再発防止の取組み

再発防止策実行計画の進捗状況（2018年6月現在）

再発防止策		2016年度		2017年度	
		第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期
1	経営陣・役職員の意識改革（社会的責任を最優先に考える）				
	（1）経営陣自身の意識改革、ならびに役職員による意識改革の推進				
	① 経営理念の浸透 社長による社員への社内調査報告書の説明会 クレドカード、ポスターの作成・配布 i) フォア・フロント・ミーティング ii) 創立記念日の取組み iii) 「企業行動規範」の見直しと周知徹底 iv) 経営理念に則った中期経営計画	●8月～2月 実施	●3月・クレドカード、ポスターの配布 ●回数を19回に増やして開催 ●3月3日・集会、懇談会を実施	●5月・公表	●
	② 経営陣・役職員のコンプライアンス意識の測定【今回追加施策】				●
	③ 経営陣・役職員の意識の風化の防止【今回追加施策】				
	（2）意識改革を目的とした制度・運用の改訂				
	① トータル人事制度の見直し ② 適切な人事異動（主に4月の定時異動）	●人事が方針を通過		●4月・定時異動	
	（3）コンプライアンス教育の再徹底				
	① 経営陣・役職員を対象とする研修 ② e-learningならびに座学研修によるコンプライアンス教育の推進	●12月・実施 ●社外教材・導入		●新任役員・幹部職研修・実施 ●継続して実施	
2	経営陣による内部統制の改善				
	（1）品質マネジメントシステムの見直し	●12月・改訂版運用開始	●2月・全支店認証復帰		
	（2）情報収集（共有）に関する制度・手段等の改善				
	① 問題発生時の報告の速報化 ② 社長・副社長の本社内各部との定時ミーティング		●3月・取組みを開始	●6月・運用基準を改訂	
	（3）内部通報・相談等に関する制度の充実				
	○ 公益通報窓口の強化 i) 「相談窓口」の新設 ii) 外部相談窓口の新設（英語対応）	●6月・窓口を増設		●継続して運用 ●4月・開設 ●7月・導入	
	（4）取締役会の活性化	●10月・改訂 ●定期的に開催		●継続して実施	
	●6月・新設			●継続して実施	
	（5）品質監査室による監査				
	（6）CSR推進部の活動強化			●CSR委員会の見直し ●新設	
	① CSR活動の見直しと強化 ② グループCSR委員会の新設			●運用開始	
	（7）内部統制に関する規程・基準類の改訂		●3月・規程改訂	●7月・案者を選定し開始開始	
	① 職務権限規程・決裁基準の改訂 ② 工事原価管理システムの見直し	●9月・委員会立ち上げ			
3	施工管理・施工支援に関する改善策				
	（1）現場の見える化の推進		●試行運用	●運用手法、工程、件数の見直し	
	（2）現場情報の共有の取組み				
	○ 6専門部会（※1）を設置し、技術情報を共有	●7月・設置		●継続的に開催（各部会毎）	
	（3）現場と支店の情報共有		●3月・発令	●運用開始	●8月・情報共有試行運用開始
	① 複数現場を統括する社員に支店役職兼務を発令 ② 支店と現場が協働で施工計画書を作成 ③ 「1サイクル立会い」（※2）の実施	●12月・運用開始 ●12月・運用開始 ●件数の増加等の見直し（年30件）		●8月・情報共有試行運用開始 ●8月・情報共有試行運用開始 ●修補工事も加え38件で実施	
	（4）当社TFT（Task Force Team）（※3）活動の強化				
4	開発技術に対する審査の強化	●10月・規程改訂		●継続して運用	●
5	「バルーングラウト工法」の技術的レビューと再発防止策への展開			●データ整理等を行い検討	
	① バルーングラウト工法の技術的レビュー ② その他の工法に関するレビュー				
6	再発防止策モニタリング委員会の設置			●6月設置	●毎月委員会開催
再発防止策実行計画の策定、改訂		●10月28日・策定		●6月16日・第2版改訂	

		2018年度				2019年度	2020年度以降
第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
全国の19カ所で開催	●3月1日実施	●継続して実施					引き続き信頼回復に向けた取組みを継続する。
		●継続して実施					
		●4月4日・周知					
11月実施	●検討開始	●5月・分析結果を社内公表	●9月・実施（以後毎年9月に実施）				経営陣・役職員の意識の風化を防止するため、意識改革関連施策を反復継続する。
		●8月・展示施設新設、9月動画製作					
		●一部改訂 継続してトータル人事制度・検討					
		●4月・定時異動				●継続して実施	
		●継続して実施					
		●継続して実施					
		●継続して運用					
		●継続して運用					
		●継続して実施					
		●継続して運用					
		●継続して運用					
		●随時見直し・継続して運用					
		●継続して活動					
		●継続して活動					
		●継続して運用					
						●導入予定	
		●総合評価専門部会を廃止し、リニューアル専門部会を新設					
		●継続して運用					
		●継続して運用					
		●継続して運用					
		●継続して運用					
12月・2件新工法登録		●継続して運用					
	●1月22日・経営会議で当社対応を決定						
	●レビュー完了						
		●モニタリングを継続					
		●6月28日・第3版に改訂、以後、必要に応じて適宜改訂					

■ 実効性を高めるため、実施事項は追加・修正の可能性があります。

 運用開始後の期間
 (運用中の施策の検討期間は含まず)

 整備中、試行運用、検討中
 (検討開始期間から含める)

- ※1 6専門部会：海上工事、基礎工、山岳トンネル、コンクリート、CIM、リニューアルの各専門部会
- ※2 1サイクル立会い：施工計画会議で整理された課題について、現場の立ち上がり時に支店土木部長が指名する社員が立ち会い
 例）数十本の杭打ち工事のうち、最初の1本目は打設開始から打設完了まで立ち会う
- ※3 TFFT：(Task Force Team) 特定課題に取り組むために、本社技術部門の組織を横断的に編成した特別チーム